

令和 8 年度 社会福祉法人藤沢育成会 強度行動障害支援者養成研修 【基礎研修】 募集案内

令和 8 年度社会福祉法人藤沢育成会強度行動障害支援者養成研修【基礎研修】は、次により実施します。

第 1 回	令和 8 (2026) 年	8 月 6 日(木)、7 日(金)	2 日間
第 2 回	令和 8 (2026) 年	10 月 8 日(木)、9 日(金)	2 日間
各回定員 60 名程度		オンライン (Zoom)	

この募集案内は、**第 1 回・第 2 回 開催分**です。プログラム・申込方法など詳細については、以下、「令和 8 年度 社会福祉法人 藤沢育成会 強度行動障害支援者養成研修【基礎研修】実施要領」をご覧ください。

令和 8 (2026) 年度 社会福祉法人 藤沢育成会 強度行動障害支援者養成研修【基礎研修】実施要領

1. 目的

行動障害を有する者のうち、いわゆる「強度行動障害」を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどにより、日常生活に困難が生じているため、現状では事業所での受入れが消極的であったり、身体拘束や行動制限などの虐待につながる可能性も懸念されるところです。

一方、障害特性の理解に基づく適切な支援を行うことにより、強度行動障害が低減し、安定した日常生活を送ることができるようになっていくことが知られています。

このため、強度行動障害を有する者に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を実施します。

2. 実施主体 社会福祉法人 藤沢育成会

3. 日程・実施形態・研修プログラム等

(1) 日程

- ① 第 1 回 令和 8 (2026) 年 8 月 6 日(木)、7 日(金) 2 日間
- ② 第 2 回 令和 8 (2026) 年 10 月 8 日(木)、9 日(金) 2 日間

(2) 実施形態：オンライン (Zoom)

(3) 研修・プログラム

別紙「令和 8 (2026) 年度 社会福祉法人 藤沢育成会 強度行動障害支援者養成研修【基礎研修】プログラム」参照

4. 定員

(1) 120名程度（各回60名程度）

受講可能な日程（どちらかもしくは両方）にお申し込みください。
研修事務局で振り分けさせていただきます。

5. 受講対象者

(1) 次の①から③の要件を全て満たす者

- ① 県内の指定障害福祉サービス事業所等で業務に従事している者（予定のある者も含む。）で、特に「知的障害」もしくは「精神障害」のある方への支援を行っている者、もしくは特別支援学校等の教師等
- ② 本研修2日間すべての日程を受講できる者
- ③ 所属している法人の推薦を受けた者

6. 受講者の推薦・申込み

(1) 推薦・申込について

- ① インターネット（グーグルフォーム）でのお申し込みをお願いします。
- ② 毎回申込み多数のため、**1法人1名までの申込み**とさせていただきます。
- ③ 記載漏れや不備があった場合は、受講を見送りとさせていただきますので、御注意ください。


7. 募集要項

(1) 募集要項について

- ① ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」（URL：<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>）「書式ライブラリ」→「7. 研修会・説明会等のお知らせ（県内共通）」→「3. 強度行動障害支援者養成研修」に掲載します。

(2) 申込方法

- ① インターネットにてお願いします。
※郵送、ファックス、電話による申込みは受けません。

インターネット	https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScNqDkzsEeQh5C9OuiXI117RFqrGW5Miy8hXmGs3D88RxxHxw/viewform?usp=publish-editor
QRコード	

(3) 申込期限 **令和8（2026）年6月19日（金）**

8. 受講者の決定

- (1) 定員を上回った場合は、申込内容を審査した上で決定します（※先着順ではありません）。
- (2) 受講決定については、令和8（2026）年7月中旬までに、各法人宛に郵送にて通知します。

9. 修了証書の交付

- (1) **本研修の全日程（2日間）を修了した方に、修了証書を交付します。**

10. 受講料

- (1) 受講料：20,000円 ※支払方法等詳細は、受講決定通知とともに案内します。
- (2) テキスト：『行動障害のある人の「暮らし」を支える 強度行動障害支援者養成研修 [基礎研修・実践研修]テキスト』（中央法規出版）を別途ご購入ください。
- (3) 受講に係る交通費・通信費・印刷費、その他についても、受講者負担とします。
- (4) 受講料については、いかなる理由があっても返金いたしかねます。

11. その他

- (1) 遅刻及び早退は、欠席とみなします。修了証書を交付できませんので、ご注意ください。通勤時間帯による混雑や天候等を考慮の上、余裕を持って移動ください。
- (2) 著しく受講態度が悪く（私語、居眠り、携帯電話の使用等）、繰り返し注意された方には修了証書を交付できません。
- (3) 受講に際して配慮する必要のある事項がある方は、受講申込書の所定欄に記載してください。
- (4) 休講等各種お知らせについては、各法人宛へメールでお知らせいたします。
- (5) 受講決定後の受講者の変更はできません。

12. 研修に関する問合せ先

(1) 本研修の申込手続等に関する問合せ先

社会福祉法人 藤沢育成会 湘南ゆうき村
〒252-0812
藤沢市西俣野 410
電話 0466-82-6400 ファクシミリ 0466-82-6780
Mail yuukimurajimu@f-ikusei.or.jp
研修事務局 妹尾・石田

(2) 研修制度に関する問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課
〒231-8588
横浜市中区日本大通 1
電話 045-285-0738（直通）ファクシミリ 045-201-2051
福祉施設グループ 小林・栗田